

7. 廃棄物・リサイクル

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(32)PFI法と廃棄物処理及び清掃に関する法律（廃掃法）等との不整合 【廃掃法施行令第4条第3号】	PFI法成立後、細則の整備が遅れており、廃掃法など既存の法律との整合性がとれていない。例えば、廃棄物処理事業をPFIで行う場合、自治体が中間処理から最終処分まで一貫して民間事業者へ委託しようとする、廃掃法施行令第4条第3号にある再委託禁止条項の制約から、中間処理と最終処分の両方の許可と施設を持っている事業者には委託できないが、一般的には両方を所有する事業者はありえず、矛盾が生じる。一方、地方自治法上の「一入札一契約」の原則から、一つの入札で2社との契約はできず、実質的に処理を一貫して委託することが困難となる。	PFI法と廃掃法等との整合性をとる。 【自治体が、中間処理から最終処分まで一貫して民間業者に処理委託できるようになり、合理的な廃棄物処理が可能になる】
(33)一般廃棄物と産業廃棄物の定義・区分の見直し 【廃掃法第7条及び第14条】	日本では一般廃棄物と産業廃棄物は行政上明確に区分され、廃掃法第7条及び第14条により、許可業者も別扱いとなっている。そのため、類似の性質を持つ廃棄物の処理においても、一般廃棄物と産業廃棄物では処理事業を行うのに別々に許可をとる必要があり、手続きが煩雑となる。	一般廃棄物と類似の性質を持つ産業廃棄物を一括して処分できるよう、その区分の見直しを行う。 【許認可手続きの簡素化、合理的な廃棄物処理の実現】
(34)産業廃棄物処理施設の設置並びに変更等に係る許可申請の見直し 【廃掃法 第15条等、同施行令第7条等、同施行規則 第7、11、12条等】	廃棄物の適性処理に関する規制では、産業廃棄物処理施設の設置・変更並びに譲受け等の許可申請の欠格要件に暴力団員等に関する事項が追加されたことに伴い、役員並びに5%以上の株主等の氏名・本籍の記載、および本籍の記載のある住民票の写し等の添付が必要となった。廃棄物処理を「業」とせず、自社内の廃棄物処理のための一定規模以上の施設を設置する場合でも、「業」とするもの同一の書類の提出が義務づけられている。特に役員に関する事項では、住民票の提出だけでなく、欠格要件が無いことを証明する法務局発行の登記事項証明書の提出をすべての廃棄物処理施設設置業者に提出を求めており、事務手続きに多くの無駄がある。また、手続きの煩雑さが廃棄物リサイクルの促進を阻害する要因ともなっている。	自社内で発生する廃棄物を処理するための産業廃棄物処理施設は他人の廃棄物を処理する業ではないので、届出手続きを緩和する。 【事務手続きの簡素化。リサイクルの促進】

<p>(35)建設資材リサイクルにおける「広域再生利用」要件の緩和 【建設リサイクル法、廃掃法施行規則第9条3号、10条3号】</p>	<p>建設施工現場から排出される建設副産物の中で、「広域再生利用」が認められているのは、当該産業廃棄物をその製品の原料として再利用する場合に限定されており、その製品以外の製品の原料として再利用する場合は認められていない。 (例：住宅リフォーム現場で発生する梱包材に含まれるプラスチック(例えば建築資材を運ぶPPテープ)は、他のプラスチック製品の原料として再利用される場合でも「広域再生利用」の対象外として、資材を運んだ自社トラックが回収することはできず「産業廃棄物収集運搬認可業者」にて運搬することが必要となる。)しかし、リフォーム工事のように小規模現場が散在するケースに「認可業者」をその都度待機させておくことは経済的に不合理であり、このことがリサイクルを阻害する要因となっている。</p>	<p>当該産業廃棄物を他の製品の原料として再利用することが担保されていることを条件に、「広域再生利用」制度の利用を認める。 【資材の再資源化、ひいてはリサイクルビジネスの活性化を促進する。また、簡便な収集・運搬が認められることにより、例えばリフォームのコストを圧縮できるなど効果が期待できる】</p>
---	--	--